

山口県報

平成25年
10月8日
(火曜日)

目 次

条例	
山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一
延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例	一
山口県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	二
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	三
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	三

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第三十八号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第三十四号の七中「第十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、「宇部市、山口市、萩市、防府市、光市、長門市、柳井市、周南

市、山陽小野田市及び」を削る。

附 則

この条例は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日から施行する。

延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山 本 繁太郎

山口県条例第三十九号

延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

延滞金の徴収に関する条例（昭和三十九年山口県条例第七号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

（延滞金の割合の特例）

4 当分の間、第二条に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年七・三パーセントの割合を加算した割合が年十四・五パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該加算した割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の延滞金の徴収に関する条例附則第四項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

山口県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第四十号

山口県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

山口県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年山口県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条」の下に、「第二十三条の二」を、「許可」の下に「法第二十三条の二の規定による占用にあつては、登録」を加え、「占用等許可」を「占用許可等」に改める。

第四条及び第五条中「占用等許可」を「占用許可等」に改める。

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第四十一号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基金のうち国から交付を受けた交付金又は補助金を原資とするものについては、同項に規定する場合のほか、当該交付金又は補助金を国に返還するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるときは、これを処分することができる。
別表やまぐち地域活性化促進特別基金の項の次に次のように加える。

やまぐち産業 戦略基金	産業の活性化のための施策の推進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
----------------	-----------------------	--------------------------------------------

別表山口県地球温暖化対策等推進基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第四十二号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「指定児童発達支援事業者が」を削る。

第三十八条に次の一項を加える。

8 規則で定める基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（市町条例に規定する通いサービスをいう。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（市町条例に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、第一項から第五項までの規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

第三十九条中「及び同条第七項」を「並びに同条第七項及び第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。